

民生委員・児童委員活動 I C T 化支援事業
プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

令和 8 年 5 月

武蔵村山市健康福祉部福祉総務課

1 目的

この要領は、「武蔵村山市プロポーザル方式実施ガイドライン」に基づき、民生委員・児童委員活動 I C T 化支援事業プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 件名

民生委員・児童委員活動 I C T 化支援事業

(2) 業務内容

「民生委員・児童委員活動 I C T 化支援事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

端末購入：契約締結日の翌日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日まで（予定）

通信契約：令和 8 年 1 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 0 月 3 1 日まで（予定）

※端末の導入及び通信契約については、令和 8 年 1 0 月 3 1 日より前に導入することは可能とする。

3 予算（消費税及び地方消費税を含む見積限度額）

4, 9 3 5 千円

内訳 端末購入費 3, 0 0 0 千円

通信契約費（通信サービス費用） 1, 9 3 5 千円（5 か月分）

※ 上記金額内で提案をすること。

※ 端末購入費と通信契約費（通信サービス費用）は、別契約となるが、本プロポーザルの見積限度額には、端末購入費及び通信契約費（通信サービス費用）の両方を含むものとする。

4 スケジュール

月 日	内 容	備 考
令和 8 年 5 月 2 5 日（月）	実施について掲示 仕様書・参加申込書の配布	ホームページ掲載
同年 6 月 8 日（月）	参加申込書による参加申込受付 締切	持参、郵送又は電子メール 午後 5 時まで
同年 6 月 9 日（火）	1 次審査（参加申込資格審査）	書類審査

月 日	内 容	備 考
令和 8 年 6 月 1 1 日（木）	参加申込資格審査結果通知	
同年 6 月 1 2 日（金）	参加申込資格者からの質問書受付	質問期限 6 月 1 9 日 （金） 回答期限 6 月 2 3 日 （火）
同年 6 月 2 6 日（金）	企画提案書の提出締切	午後 5 時まで
同年 7 月 1 日（水）	2 次 審 査（プロポーザル審査）	
同年 7 月 3 日（金）	選定結果の通知	

5 実施形式

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、本事業に参加する意欲があり、当該業務についての必要なノウハウを備えるとともに、次に掲げる要件を満たしているものとする。

ア 武蔵村山市競争入札参加資格を有し、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに登録があること。

イ 武蔵村山市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和 5 1 年 5 月 1 5 日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 武蔵村山市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 2 3 年武蔵村山市訓令（甲）第 7 号）の措置要件に該当しないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。

カ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

キ 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、実施できること（過去に地方公共団体へ導入した実績を有していること。）。

ク 情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）適合性評価制度における認証又はプライバシーマークを取得していること。

- (2) 参加申込書の提出時点において要件を満たしていた事業者が契約締結までに参加資格を有しなくなったときは、その時点で参加資格を失う。

7 募集方法

本プロポーザルの実施についての掲示を市ホームページで行い、参加申込書、仕様書等説明資料の配布を併せて行う。

8 優先契約交渉事業者決定方法

- (1) 受託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 受託事業者は、別に定めるところにより置く民生委員・児童委員活動ＩＣＴ化支援事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に基づき、市長が決定する。
- (3) 選考は、審査基準（後述）に基づき、提出書類、プレゼンテーション及び質疑応答の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その事業者と合意に至らない場合は、評価点が次に高い事業者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点が同点の場合は、審査委員の多数決により選定する。
- (6) 選考結果は、参加事業者全てに通知する。
- (7) 参加者が１者になった場合でも審査を行い、審査委員の評価点の平均点が満点の２分の１以上である場合は、優先契約交渉事業者として選定する。

9 参加申込方法

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書を以下のとおり提出する。

なお、以下の提出期限までに参加申込書の提出がない事業者からの提案は受け付けない。

- (1) 提出書類及び部数

ア 参加申込書（第１号様式）１部

イ 武蔵村山市競争入札参加資格審査受付票の写し１部

ウ 業務実績書（第２号様式）１部

エ 過去に同種又は類似の業務を受託した実績が分かる契約書（１面）の写し１部

- (2) 提出期限

令和８年６月８日（月）午後５時（必着）

- (3) 提出方法

主管課窓口持参、郵送又は電子メールとする。なお、電子メールで参加申込書を提出

する場合は、メール件名を「【事業者名】民生委員・児童委員活動ＩＣＴ化支援事業（参加申込書）」とし、各提出書類をＰＤＦファイルで添付した上で送付するものとし、送信確認の電話連絡をすること。

(4) 提出先

武蔵村山市健康福祉部福祉総務課福祉総務係（住所等は１１ページに記載）

10 第１次審査（参加資格審査）

(1) 書類審査

参加申込時の提出書類に不備等がないか審査し、申込事業者全員に対し、参加資格審査結果通知書（第３号様式）を令和８年６月１１日（木）午後５時までに、電子メールにより通知する。

なお、審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、参加資格を満たしていないと通知された参加事業者は、令和８年６月１２日（金）から同月１９日（金）までの期間において、その理由について説明を求めることができる。

(2) 留意事項

書類提出後の差替えは認めず、書類は返却しない。

11 企画提案書の提出

第１次審査において、参加資格を満たし、参加について受け付けた旨の通知を受けた事業者のみが対象となる。

(1) 提出書類

表紙を第４号様式として、企画提案書（任意様式）を提出するものとする。

(2) 記載内容

企画提案書は、表１の項番順に、記載すべき事項の内容に基づいて作成すること。

【表１】

項番	項 目	企画提案書に記載すべき事項
1	会 社 概 要	会社概要、経営状況等経営規模の妥当性を判断するに当たり、必要な事項
2	本業務の実績	民生委員・児童委員活動ＩＣＴ化支援事業を行った実績内容
3	業 務 体 制 表	契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務等）※第５号様式又は任意様式

項番	項 目	企画提案書に記載すべき事項
4	業 務 工 程 表	本業務の工程表及び本市と事業者の役割分担の明示
5	提 案 内 容	仕様書の「業務内容」に掲げる各項目についての具体的な提案

(3) 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時（必着）

(4) 提出部数

正本：1部

副本：6部

(5) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（締切日時までに必着のこと。）で提出するものとする。

(6) 提出先

武蔵村山市健康福祉部福祉総務課福祉総務係（住所等は11ページに記載）

(7) 提出上の留意点

ア 企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

イ 様式は任意であるが、A4版とし、ページ番号を付すこと。

ウ 正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する等、過大なものとならないよう留意すること。なお、カラー印刷での提出も可とする。

エ 提出書類の差替、修正、追加等は認めない。ただし、審査委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。

12 見積書の提出

(1) 企画提案書及び仕様書での要求要件を全て満たすために必要となる見積書及び業務費見積内訳書を提出すること（第6号様式）。

※見積書と業務費見積内訳書との金額に相違があった際は、見積書の内容を優先とする。

(2) 見積書には、事業者の所在地及び商号又は名称並びに代表者の役職名、氏名及び代表者印を記名押印すること。

(3) 見積限度額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないこと。超えた場合には失格となるため注意のこと。

(4) 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時（必着）

(5) 提出部数

正本：１部

副本：６部

(6) 提出方法

主管課窓口持参又は郵送（締切日時に必着のこと。）で提出するものとする。

(7) 提出先

武蔵村山市健康福祉部福祉総務課福祉総務係（住所等は１１ページに記載）

13 質問受付及び回答

企画提案書等の提出に関し質問がある場合は、所定の質問書（第７号様式）を次により提出すること。なお、期限までに到達しない質問及び口頭での質問には回答しない。

(1) 受付期間

令和８年６月１２日（金）午前９時から

令和８年６月１９日（金）正午まで（必着）

(2) 質問方法

質問事項は、質問書（第７号様式）に必要事項を記入し、電子メールで提出すること。

なお、メール件名は「【事業者名】民生委員・児童委員活動ＩＣＴ化支援事業（質問書）」とし、電子メール送信後に担当まで送信の確認電話をすること。質問を受信後、着信した旨の確認メールを返信する。なお、実施要領や企画提案書等の記入方法、手続等、本業務の申請に必要と判断される質問のみを受け付ける。

(3) 提出先

武蔵村山市健康福祉部福祉総務課福祉総務係（メールアドレス等は、１１ページに記載）

(4) 回答

提出された全ての質問と回答について、令和８年６月２３日（火）を目途に、電子メールにより回答書（第８号様式）で通知するとともに、市ホームページで公開する。

14 第２次審査（プレゼンテーション）

(1) 概要

ア 審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式で審査を実施する。

イ 審査委員は、５名とする。

(2) 日時（予定）

令和８年７月１日（水）とし、提案事業者に電子メールにより別途連絡する。

(3) 場所

武蔵村山市民会館（さくらホール）展示室（予定）

(4) 審査基準

ア 「15 審査基準 表2」の各審査項目に対し評価採点を行う。

イ 審査は審査基準に基づき、企業評価及び業務評価の視点から評価を行う。

ウ 全委員の採点を合計して平均点を算出し、これに価格評価の点数を足したものを評価点とする。評価点が最も高い事業者を優先契約交渉事業者として決定する。

エ 上記項目により、企業評価及び業務評価の委員1人当たりの最高点は80点、これに価格評価点の最高点を足し、最高評価点は100点とする。

オ 第1次審査の通過者が1者の場合は、第2次審査における企業評価及び業務評価の採点の平均点に価格評価点を加えた点が50点以下である場合を除き、優先契約交渉事業者とする。

(5) 審査方法

ア 審査委員会においてプレゼンテーション及び質疑応答により審査する。

イ プレゼンテーションへの参加人数は5人以内とし、実際に業務を受託した際に主として業務を担当する者も参加すること。

ウ 審査の順番は、原則として企画提案書の受付順とする。

エ 実施時間は、1者につき、説明20分、質疑応答10分の合計30分とする。

オ プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン及びプロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。その場合、パソコン及びプロジェクターは事業者が持参すること。ただし、コード類及びスクリーンについては市が用意するため、使用する事業者は、企画提案書提出時に申し出ること。

カ 審査は個別に行い、非公開とする。

キ 開始時間、会場等詳細は、後日連絡する。

(6) 審査結果

審査の結果は、令和8年7月3日（金）に電子メールにより第2次審査を受けた全員に対して、プロポーザル審査結果通知書（第9号様式）により通知する。

なお、審査及び審査結果に係る電話等での問合せには応じないものとする。

また、結果に対して異議を申し立てることはできない。ただし、優先契約交渉事業者として決定されなかった参加事業者は、令和8年7月6日（月）から7月13日（月）までの期間において、決定されなかった理由について説明を求めることができる。

15 審査基準

企業評価及び業務評価の審査基準は、表 2 のとおりとする。価格評価の配点基準は、表 3 - 1 及び表 3 - 2 のとおりとする。

【表 2】

No.	審査対象	詳細・着眼点	評価基準	配点
1	同種事業の実績	本委託と同種又は類似の受託実績があるか。	特に優れている	5
			優れている	4
			普通である	3
			やや劣っている	2
			劣っている	1
2	経営規模の妥当性	資本金、売上高、経営状況等に問題はないか。	特に優れている	5
			優れている	4
			普通である	3
			やや劣っている	2
			劣っている	1
3	事業者の専門性	MDM及びLINEWORKSの導入作業や運用・保守体制の構築に関する専門性を有しているか。	特に優れている	10
			優れている	8
			普通である	6
			やや劣っている	4
			劣っている	2
4	業務工程	本業務の業務工程が具体的に提案され、また、それが実現可能であるか。	特に優れている	5
			優れている	4
			普通である	3
			やや劣っている	2
			劣っている	1
5	業務体制	本業務の責任者は、スマートフォンの購入及びキッティング設定、MDM並びに通信契約の導入業務において、業務責任者としての経験が豊富で、十分な能力・資格等を有しているか。	特に優れている	10
			優れている	8
			普通である	6
			やや劣っている	4
			劣っている	2

No	審査対象	詳細・着眼点	評価基準	配点
6	業務体制	端末のキッティング作業について（MDM及びLINEWORKSの導入設定含む）具体的な提案がなされているか。	特に優れている	10
			優れている	8
			普通である	6
			やや劣っている	4
			劣っている	2
7	業務体制	運用・保守体制の構築について、具体的な提案がなされているか。	特に優れている	10
			優れている	8
			普通である	6
			やや劣っている	4
			劣っている	2
8	提案内容	提案内容について、事業実施の目的、仕様書を理解した上での提案が具体的かつ明確になされているか。また、事業目的に沿う成果が期待できるか。	特に優れている	10
			優れている	8
			普通である	6
			やや劣っている	4
			劣っている	2
9	独自提案	本委託を実施する上で、仕様書にはない独創的な提案がなされているか。また、それが実現可能であるか。	特に優れている	5
			優れている	4
			普通である	3
			やや劣っている	2
			劣っている	1
10	セキュリティ	端末紛失や盗難時の対応方法について、セキュリティ対策は十分か。またサポート体制は十分か。	特に優れている	10
			優れている	8
			普通である	6
			やや劣っている	4
			劣っている	2

【表 3－1】

端末購入費

見積額	配点
見積限度額を超えた場合	失格
見積限度額と同額	1点
見積限度額の99%から90%	2点
見積限度額の89%から85%	3点
見積限度額の84%から80%	4点
見積限度額の79%以下	5点

【表 3－2】

通信契約費（通信サービス費用）

見積額	配点
見積限度額を超えた場合	失格
見積限度額と同額	3点
見積限度額の99%から90%	6点
見積限度額の89%から85%	9点
見積限度額の84%から80%	12点
見積限度額の79%以下	15点

16 契約の交渉及び締結

(1) 通則

契約に際しては、契約優先交渉事業者と契約に向けた協議を行い、その上で契約手続を行うが、提案内容が契約に反映されない場合又は協議が調わなかった場合は、次点交渉事業者との協議に移るものとする。

(2) 契約金額

契約金額は、契約優先交渉事業者から提出された見積額を超えない額とする。

(3) 契約内容

ア 企画提案書等に記載された内容は、契約時の仕様に反映する。

イ 企画提案書等に記載された内容は、契約後に追加費用なしで実施されるものとする。

17 情報公開及び提供

(1) 情報公開の内容

ア 優先契約交渉事業者決定前

実施要領及び仕様書並びに民生委員・児童委員活動 I C T 化支援事業プロポーザル審査委員会要領（以下「審査委員会要領」という。）

イ 優先契約交渉事業者決定後

実施要領、仕様書、審査委員会要領、決定された優先契約交渉事業者及び審査結果（決定された優先契約交渉事業者以外は匿名とする。）

(2) 提供方法

市ホームページ

18 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差替え及び追加は認めない。
- (3) 本市が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した事業者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した事業者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 本市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、武蔵村山市情報公開条例（平成18年武蔵村山市条例第20号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非開示となる場合がある。

19 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その事業者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション及び質疑応答に応じなかった場合
- (6) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 価格見積書の金額が見積限度額を超過した場合

20 その他

- (1) 書類の作成及び会議への出席に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（任意様式）により、事務局（後述）宛に提出すること。
- (3) 本プロポーザルは、優先契約交渉事業者を決定することを目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

21 事務局（問合せ先・提出先）

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

武蔵村山市健康福祉部福祉総務課福祉総務係 担当：塩原・小椋

電 話 : 0 4 2 - 5 6 5 - 1 1 1 1 (内線 1 5 2、1 5 3)

F A X : 0 4 2 - 5 6 5 - 1 5 0 4

E-mail : chiiki-fukushi@city.musashimurayama.lg.jp

H P : <https://www.city.musashimurayama.lg.jp/>